

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本市中央区本荘2丁目4-13
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	肥後技研株式会社 代表取締役 永江 誠郷
事業概要	建設業
配慮計画期間	2023年度～2025年度

事業所名	肥後技研株式会社			
所在地	熊本市中央区本荘2丁目4-13			
事業所周辺の公共交通機関の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市バス:春の本バス停 30m 徒歩1分</li> <li>・熊本バス:本荘町バス停 270m 徒歩3分</li> <li>・JR九州:南熊本駅 1100m 徒歩14分</li> <li>・熊本市電:九品寺交差点前 979m 徒歩12分</li> </ul>			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	6人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	3人	$(B/A) \times 100$	50.0%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	2人	$(C/B) \times 100$	66.7%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容	<input type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	具体的な取組の内容		
	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	アイドリングストップの実践 早めに出発し車速を抑える 交通情報を確認し渋滞を避ける		
特記事項	温室効果ガス(CO2)算定 排出量削減目標:3カ年で6%			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出済のエコ通勤環境配慮計画書と一致させてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、3月31日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 「温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容」欄には、提出済のエコ通勤環境配慮計画書で選択した項目について、実施した措置の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために設定した目標(数値目標等)の進捗又は達成の状況等があれば、記入してください。